

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
(南) 南山城複写センター

目次

公 告

- 公告第51号 五ヶ庄六地藏線ほか（その3）配水管改良工事に
係る条件付一般競争入札……………（契約課）…2
- 公告第52号 情報公開制度の実施状況の公表……………（総務課）…4
- 公告第53号 個人情報保護制度の運用状況の公表
……………（総務課）…4
- 公告第54号 審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表
……………（総務課）…5

教 育 委 員 会

- 告示第14号 教育委員会の招集……………5

公 営 企 業

- 公告第22号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………5

公 告

宇治市公告第51号

五ヶ庄六地藏線ほか（その3）配水管改良工事に係る条件付一般競争入札について

五ヶ庄六地藏線ほか（その3）配水管改良工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和4年9月2日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 五ヶ庄六地藏線ほか（その3）配水管改良工事

（2）工事場所 宇治市木幡西浦地内ほか

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

D I P－G X φ 2 5 0 L = 2 6 2 . 9 m

D I P－G X φ 2 0 0 L = 5 . 8 m

D I P－G X φ 1 5 0 L = 4 . 9 m

D I P－G X φ 1 0 0 L = 4 . 2 m

D I P－G X φ 7 5 L = 4 2 . 2 m

D I P－K φ 2 5 0 L = 2 . 9 m

D I P－K φ 7 5 L = 0 . 8 m

H I V P φ 7 5 L = 3 . 0 m

H I V P φ 5 0 L = 4 . 0 m

弁栓類 N = 2 2 基

給水管引込替 N = 3 9 箇所

不断水弁工 N = 4 基

不断水分岐工 N = 1 基

配水管撤去工 L = 2 9 7 . 8 m

（4）工 種 水道施設工事

（5）工事期間 契約日から令和5年5月31日まで 231日間

（6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

（6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事業について受けている単体企業であること。

（7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における水道施設の総合評定値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（9）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（10）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（11）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

（1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（3）提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

（1）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和4年9月2日 午前9時から

令和4年9月8日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（2）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着

させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和4年9月2日 午前9時から

令和4年9月8日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和4年9月20日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和4年9月2日 午前9時から

令和4年10月5日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和4年9月2日 午前9時から

令和4年9月21日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和4年9月27日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和4年10月4日 午前9時から午後6時まで

令和4年10月5日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和4年10月6日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、86,537,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、69,936,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和4年度 75パーセント

令和5年度 25パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道

施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができます。

19 その他

- （1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- （2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- （3）入札辞退者に不利益を課すことはない。
- （4）新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- （5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

宇治市公告第52号

情報公開制度の実施状況の公表について

宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第30条の規定により、令和3年度における制度の実施状況を次のとおり公表します。

令和4年9月16日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度情報公開制度実施状況

1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部公開	部分公開	非公開			
				うち 不存在			
市 長	127	79	41	2	2	122	5
市長（公営企業）	82	79	2	0	0	81	1
消 防 長	7	1	4	0	0	5	2
教 育 委 員 会	13	2	6	4	4	12	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	1	0	1	0	0	1	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	230	161	54	6	6	221	9

2 審査請求の状況

単位：件

審査請求件数	処 理 の 状 況					計	取下げ
	却下	棄却	一部認容	認容	審理中		
0	0	0	0	0	0	0	0

3 出資法人及び指定管理者への公開申出及び不服申出はありませんでした。

宇治市公告第53号

個人情報保護制度の運用状況の公表について

宇治市個人情報保護条例（平成19年宇治市条例第2号）第66条の規定により、令和3年度における制度の運用状況を次のとおり

公表します。

令和4年9月16日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度個人情報保護制度運用状況

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部開示	部分開示	不開示			
				うち 不存在			
市 長	23	4	10	9	6	23	0
市長（公営企業）	6	2	2	2	2	6	0
消 防 長	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	2	1	1	0	0	2	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	31	7	13	11	8	31	

※訂正の請求、利用停止の請求及び是正の申出並びに審査請求はありませんでした。

2 出資法人及び指定管理者への開示、訂正、利用停止及び是正の申出並びに不服申出はありませんでした。

宇治市公告第54号

審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表について
宇治市審議会等の会議の公開に関する指針第9の規定により、令和3年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和4年9月16日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度審議会等の会議の公開制度運用状況

令和3年度中に、宇治市審議会等の会議の公開に関する指針の対象となる審議会等は92ありました。
そのうち、会議の公開規定等を定めており会議を公開するものとしている審議会等が56、個人情報等が審議対象となるため性質上公開することができない審議会等が35あります。また、実質休止状態で公開規定等を定めれば公開することができる審議会等が1あります。性質上公開することができない35の審議会等及び実質休止状態にある1の審議会等を除いた審議会等の、非公開理由がない会議の公開率は100パーセントとなります。
令和3年度に会議を行った審議会等の会議の公開状況等は以下のとおりです。

1 審議会等の公開状況

設置審議会等数	会議開催審議会等数	内訳	
		公開	非公開
92	55	32	23

公開欄は1回でも会議を公開した審議会等を計上し、非公開欄は全ての会議を非公開とした審議会等を計上しています。

2 会議の開催状況

開催回数	内訳			書面による開催回数
	公開	非公開	傍聴者数	
439回	81回	358回	117人	21回

非公開とした主な会議は、障害者介護給付費等支給認定審査会 31回、宇治市就学支援委員会 9回及び介護認定審査会 258回で、いずれも個人情報を取り扱うため会議を非公開としました。
対面等による会議の開催を中止し、書面による開催としたものが21回ありました。

3 会議の非公開理由

非公開理由	延べ会議回数
情報公開条例第6条第1号（法令秘書報）に該当	2
情報公開条例第6条第2号（個人に関する情報）に該当	336
情報公開条例第6条第3号（法人等に関する情報）に該当	6
情報公開条例第6条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	20
情報公開条例第6条第5号（事務事業に関する情報）に該当	0
情報公開条例第6条第6号（人の生命、身体、財産等に関する情報）に該当	0
公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合	6
その他（会議の公開に関する規定等の準備のため）	5

1回の会議に複数の非公開理由を適用する場合は、重複して計上しています。

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第14号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和4年8月24日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和4年8月25日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について
2 会期について
3 報告
4 専決事項の報告について
5 令和5年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

6 （仮称）西小倉地域小中一貫校整備に係る基本計画を策定するについて

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第22号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和4年9月16日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第385号	大海設備

